

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年9月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500163号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500075号

第1 結論

請求者のA社(オンライン記録では、平成25年9月12日にB社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成24年9月1日)及び取得年月日(平成25年2月1日)を取り消し、当該喪失日から取得日までの期間を被保険者期間として訂正し、平成24年9月から平成25年1月までの期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成24年9月から平成25年1月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年1月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月1日から平成25年2月1日まで

私は、平成24年2月からA社に勤務し、平成25年8月末日に退職したが、その際、同社が被保険者資格の喪失届の提出を失念した。その後同社は、平成26年8月に当該喪失届を提出したが、平成25年9月1日とすべき資格喪失日を、誤って平成24年9月1日と記載した。同社は再び、その誤りを訂正するための喪失届を平成27年3月30日に提出したが、請求期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

請求期間は継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における、請求者のオンライン記録では、請求期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

しかしながら、事業主が提出した請求者の請求期間における給与支給明細書(写)及び事業主の陳述から、請求者が請求期間において継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与支給明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月1日から平成25年2月1日までの期間について、請求者の資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年9月1日から平成25年2月1日まで

の期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。